

長崎農産物マーケティング強化支援事業

農業者や産地等が農産物の価格形成力向上を図るため、独自で取り組む消費者ニーズに対応したプロモーション活動、販路拡大等、新たなマーケティングの取組を支援します。

募集期間

1. 募集期間 令和7年4月1日～令和7年4月18日 12時
2. 対象期間 交付決定後～令和8年2月28日

問合せ先

長崎県農産加工流通課

☎ 095-895-2996

補助額・補助率

【補助額】 上限額100万円、下限10万円

【補助率】 1/2 (県予算の範囲内)

※事業取組み2年目において初年度と同内容の事業を実施する場合は1/3以内、3年目以降も同内容で事業を実施する場合は補助対象外

補助対象となる取組（国内での取組に限る）

1. 商談会及び展示会等の開催・参加等
2. 小売店舗及び外食店舗等における産直フェアの開催・参加等
3. テスト販売の実施等
4. 量販店、外食産業等の仕入れ担当者等との協議・産地招へい等
5. 農産物※の販売にあたって使用する販売促進資材等の作製等
6. その他(農産物のマーケティング強化に資する取組)

補助対象者※

1. 農業協同組合
2. 農業者の組織する団体
3. 農業法人
4. 農業者と一体的な取り組みをする流通団体等

※裏面参照

補助対象となる経費の例

| 経費の項目 | 経費の例 | 証拠書類等 |
|-------|--|---|
| 広告宣伝費 | テレビ・新聞・雑誌・Webサイト・デジタルサイネージ等の広告掲載費、HP作成・修正の費用、商品画像撮影費用、PR動画作成費用、バナー広告作成費用、看板・のぼり・チラシ・パンフレット・ポスター等作成費用 | (1)請求書 (2)支払いが確認できる書類 (3)現物または写真等 |
| 販売促進費 | サンプル費、販促資材作製費(商品パンフレット・POP・チラシ・ポスター等)、販売員設置費、パッケージデザイン・試作費 | (1)請求書 (2)支払いが確認できる書類 (3)現物の写真等 |
| 旅費 | 各種展示会、商談会、テスト販売等への参加旅費 | (1)支払いが確認できる書類 (2)復命書(参考様式第1号) |
| 送料 | チラシ・サンプル等を発送する際に要した経費 | (1)支払いが確認できる書類 |
| 使用料 | Web展示会・オンライン商談会への参加費用、展示会・商談会への出展料・参加料、商談会等に使用する会議室借上げ料 | (1)支払いが確認できる書類 (2)出展・参加したことがわかる写真等 |

補助対象とならない経費の例

- ・会社案内・パンフレットの作成
- ・飲食、接待費
- ・一般消耗品(ペン、封筒、インクカートリッジ等)
- ・支払いが確認できる書類がないもの
- ・継続的経費(家賃、光熱費等)
- ・当該補助金申請にかかる書類作成、郵送料等の費用
- ・対象期間に支払いが終了していない経費 等

補助対象者等の定義

| No | 補助対象者等 | 定義等 |
|----|--------------------|--|
| 1 | 農産物 | 長崎県内で生産された農産物、畜産物、林産物、長崎県内で生産された農畜産物等を原料とした加工品で、農業団体または一体的に取り組む農業者において生産し物流を確保できるもの。 |
| 2 | 農業者の組織する団体 | 農業者3戸以上で組織され、規約や共同での販売体制等が整備されている団体 |
| 3 | 農業法人 | 農業を営む県内の農地所有適格法人または農業を営む一般法人 |
| 4 | 農業者と一体的な取組みを行う流通団体 | (1)または(2) (1)県内農畜産物を取り扱い、かつ小売業または他の卸売業に商品を販売する 主に卸売業を生業とする県内に本社を置く中小企業者 (2)県内農畜産物を取り扱う小売業や卸売業等で組織される団体であって、 中小企業等競争組合法に基づき設立された県内の団体 |

申請の流れと提出書類等

| No | 流れ | 提出物 | 提出様式等 |
|----|-------|-------------|---|
| 1 | 申請者→県 | 事業実施計画承認申請書 | 実施要綱 様式第1号、2号、3号(対象者のみ) |
| 2 | 県→申請者 | 計画承認、内示 | 〈県から内示額をお知らせします〉 |
| 3 | 申請者→県 | 補助金交付申請書 | 交付要領 様式第1号、2号、3号、10号 |
| 4 | 県→申請者 | 交付決定 | 〈交付決定後から経費として使用できます〉 |
| 5 | 申請者→県 | 遂行状況報告書 | 交付要領 様式第4号、証拠書類 【締切】12/31までに使用した経費について、1/10までに報告 |
| 6 | 申請者→県 | 計画変更承認申請書 | 交付要領 様式第5号、2号、3号 〈補助金額が変更になる場合等に提出します〉 |
| 7 | 申請者→県 | 実績報告書 | 交付要領 様式第6号、2号、3号 参考様式第1号(復命書)、2号(事業費明細書)、証拠書類 【締切】事業完了日から30日を経過した日または 当該年度の3/1までに報告 (注意)対象期間が2/28までなので実績報告書の締切に 注意すること |
| 8 | 県→申請者 | 完了検査 | 〈県の事業担当者が事業者様に完了検査に伺います〉 |
| 9 | 県→申請者 | 確定通知 | 〈実績報告と完了検査をもとに県が補助額を確定します〉 |
| 10 | 申請者→県 | 交付請求書 | 交付要領 様式第8号、9号 |